

御宿台区域防災計画

御宿台区自治会
自主防災防犯会
2022年 7月1日

御宿台区域防災計画

計画の目的

本計画は、災害対策基本法、第42条の規定に基づく、御宿町防災会議が策定した御宿町地域防災計画(以下、「町防災計画」という)に関する災害対策計画を基本にしています。

町防災計画に準じ御宿台区の災害リスクを特定し、防災活動計画・方針を策定するものです。

町防災計画は、これまでの大規模災害の教訓、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を遂行する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めています。

災害発生時の被害を最小限にとどめるために、公助はもとより自助・共助の取組みが重要であり、住民による自主防災組織の役割が町防災計画に位置付けられています。

自主防災防犯会

御宿台区自主防災防犯会は2006年(平成18年)8月に発足し、以降2010年度(平成22年)「自主防災防犯計画(第三版)」を基に、年度毎に防災・防犯方針を策定し運用してきました。

一般的に「自主防災組織」とは、自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事分担を決め、組織を編成(総務班・情報班・消火班・救出/救護班・避難誘導班・給食/給水班)しますが、御宿台区は実情に合わせ組織化は行わず、全構成員(全住民+全住宅所有者)参加の「会」としています。

計画の構成

1. 区域防災計画の考え方・基本方針
2. 区域の防災環境と災害リスク
 - 2-1 地勢
 - 2-2 地質
 - 2-3 地盤
 - 2-4 住環境
 - 2-5 過去の災害
 - 2-6 災害リスク
 - 2-7 災害発生時の対応・行動
3. 御宿台区自主防災会 活動形態
 - 3-1 平常時
 - 3-2 発災時
4. 自主防災防犯計画(第三版)との対照表
5. 参考
 - 住民等のとるべき措置 「御宿町地域防災計画」

御宿台区域防災計画

1. 区域防災計画の考え方・基本方針

- ・平時から、正しい知識を持ち、自ら考え、行動することを認識し、自助の取組みを強化します。
- ・発災時は、自身(家族)の安全確保を最優先し、隣近所への共助は自主性に基づく活動とします。
- ・発災以降は、町防災計画「第3章 災害応急計画」「第4章 災害復旧計画」に則り対応します。
- ・自主防災会(組織)は、公的責任や権利はなく、行政の協力要請を引受ける義務はありません。

2. 区域の防災環境、災害リスク

2-1 地勢

(1) 地点標高

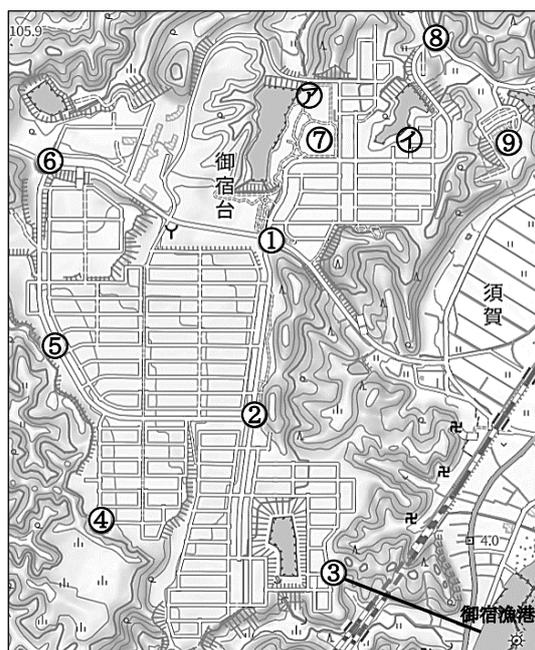
①御宿台営業所前交差点	50.0m
②F 掲示板前 T 字路	66.4m
③漁港坂入口付近(412)	39.8m
④308 街区角付近	95.4m
⑤No11 美化ステーション	92.8m
⑥D 掲示板前交差点	69.6m
⑦多目的広場	49.5m
⑧御宿台入り口 T 字路	28.8m
⑨御宿町役場	33.5m

(2) 海岸までの直線距離(最短)

御宿港から③漁港坂入口 451m

(3) 御宿町防災重点ため池

- ⑦岩瀧
- ①黄金



2-2 地質

浪花層:層厚 約 210m

Nm 泥岩及び泥勝ち砂岩泥岩互層

Nml 泥岩及び砂岩泥岩互層

勝浦層:層厚 460m

Krs 砂勝ち砂岩泥岩互層

Krm 泥勝ち砂岩泥岩互層

Kr 砂岩泥岩互層

浪花層、勝浦層とも、海洋底に砂や砂礫、泥の層が交互に堆積し固化した岩盤で、上総層群の下位部分が隆起した地質です。



2-3 地盤

(1)地盤の種類・固有周期

種類	構成	地盤固有周期(概略値)
①岩盤	火成岩・堆積岩・変成岩	0.1 秒
②洪積層	ローム層(礫、砂、火山灰固化層)	0.2~0.3 秒
③沖積層	礫層、砂層、粘土層、腐植土層	0.4~1.0 秒
④人工地盤	盛り土、埋め立てによる造成地盤	1.0 秒以上

浪花層、勝浦層は、砂岩泥岩互層の堆積岩盤層になります。

地盤の固有周期と建物固有周期が一致すると建物が大きく揺れます。

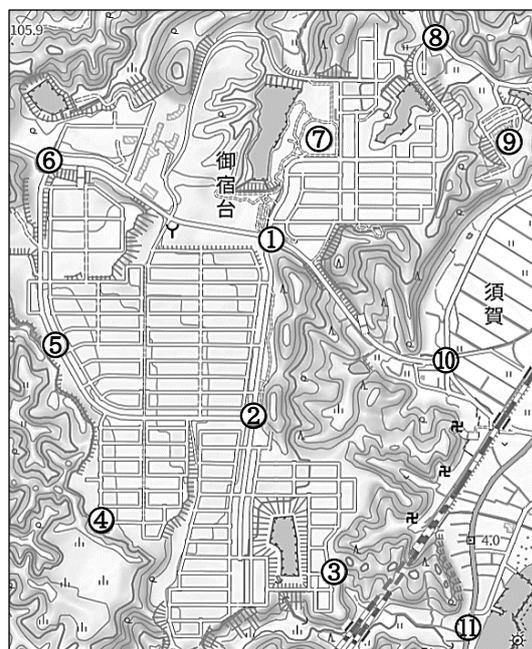
(2)御宿台区域の地盤データ

「地震調査研究推進本部、地震ハザードカルテの数値」

表層地盤増幅率

地盤地点	増幅率
①御宿台営業所前交差点 (丘陵)	0.98
②F 掲示板前 T 字路 (丘陵)	0.98
③漁港坂入口付近(412) (丘陵)	0.97
④308 街区角付近 (丘陵)	0.98
⑤No11 美化ステーション (丘陵)	0.98
⑥D 掲示板前交差点 (丘陵)	0.98
⑦多目的広場 (丘陵)	0.98
⑧御宿台入り口 T 字路 (丘陵)	0.98
⑨御宿町役場 (丘陵)	0.98
⑩御宿台入口十字路 (三角州・海岸低地)	1.2
⑪御宿漁港 (砂州・砂礫州)	1.2

地震調査研究推進本部
1995 年 阪神淡路大震災の経験から、地震防災
対策特別措置法に基づき設置された文部科学省
の特別機関。地震防災対策の強化、地震による被
害の軽減に資する調査研究の推進が設置目的。
地震ハザードカルテ
日本各地の地震ハザードを確認できるコンテンツ
(国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



増幅率は、地表面近くに堆積した表層地盤の地震動の揺れの大きさを数値化したもので、地震
対する地盤の弱さを示すもので地震の力を割り増しする係数です。数値が大きいほど地盤は弱
揺れは大きくなります。

一般に[1.5]を超えると要注意、[2.0]以上の場合強い揺れへの備え必要とされます。

御宿台区域は全域[1.0]未満となっており、比較的揺れにくい区域です。

2-4 住環境

(1)御宿台グリーントウン

御宿台区域は、都市計画法に定める手続きにより御宿町が計画を決定したものです。

①造成工事に関する基準 施行令第28条（関連施行令抜粋）

- ・令第2号 崖上端の水勾配
- ・令第3号 1)切土のり面の形状 2)小段 3)長大のり面事例
- ・令第4号、5号 1)盛土のり面の勾配 2)盛土のり面の形状 3)盛土のり面の安全性の検討
4)盛土全体の安定性の検討 5)盛土の施工上の留意事項
- ・令第7号 1)地下水排除工 2)盛土内排除工
- ・令第6号 施行規則 第23条(かけ面の保護)

土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
南岸(風化の著しいものを除く)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、まさ土、関東ローム層、硬質 粘土その他これに類するもの	35度	45度

造成による切土斜面や盛土に関しては施行令により管理された工事が実施されています。

②建築物等の整備方針・整備計画書

整備方針

「建築物協定に準じて建築物の用途の規制、建築物の敷地の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の形態規則又は意匠の規制及びかき又はさくの構造の制限について定める。」としています。

整備計画書

地区の区分には制限があり、住居地区は「第一種低層専用住宅地区(A地区)」となっています。

- ・建物等の用途の制限
- ・建築物の敷地面積の最低限度
- ・建築物の建築面積に対する割合の最高限度
- ・建築物の延べ床面積の敷地割合に対する割合の最高限度
- ・壁面の位置の制限
- ・建築物等の高さの最高限度
- ・建築物等の形態又は意匠の制限
- ・かき又はさくの構造

(2)住宅の耐震基準

御宿台の住宅は、1981年の建築基準法改正後の「新耐震」で施工された住宅となっています。

・1981年改正

一次設計「許容応力度計算」 二次設計「保有水平耐力計算」の概念取り入れられ、建物の高さや建つ場所の地盤の性質などによる地震荷重の違いを考慮して、実際の地震による力を反映したものになっています。

・2000年改正

主に木造住宅に関して、基礎は地耐力に合ったものと規定され、事実上地盤調査が義務付けられ、柱や筋交いを固定する接合部の金物が指定され耐力壁の配置のバランスも規定されました。

・住宅品質確保促進法に基づく住宅

1999年の法公布後に建築された住宅には、耐震等級(1～3)を持つ、より安全な住宅を選択することも可能になっています。

耐震等級1は、建築基準法で定められた最低限の基準を満たすとしています。

(震度6強～7の地震でも倒壊や崩壊しないレベル：1981年改正基準同等)

2-5 過去の災害

町防災計画.第2章 町防災環境 2.御宿町が影響を受けた主な風水害によると、御宿台区域は、「2007年7月14日 台風4号 400mmの大雨 土砂災害」が発生したとしています。

2-6 災害リスク

御宿台区域の災害リスクは、行政から提供されています。各種災害ハザードマップ及び区域の地勢環境を基に、住民自ら身の回りで起こりうるのか確認しておくことが重要です。

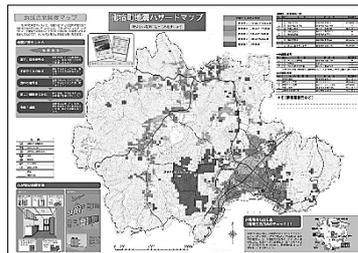
(1)各種ハザードマップ

①御宿町 ハザードマップ類

地震ハザードマップ(揺れやすさ・液状化・地域の危険)



御宿町ため池マップ



②千葉情報マップ

土砂災害警戒区域



津波浸水想定域



(2)地震

町防災計画では、地震動(揺れ)が震度5強～6弱と想定しています。

御宿台区域は、液状化の危険性は少なく、表層地盤増幅率が全域 0.98 で、揺れにくい地盤です。また、全住宅が1981改正以降の新耐震基準の家屋で倒壊・崩壊は想定しません。建物内の被害対応は、家庭毎に地震対策(家具類の倒れ、物の落下対策)を実施します。建物の倒壊がなければ出火リスクも少ないとされます。

(3)風水害

御宿台区域で、台風や集中豪雨などに起因する災害で最も警戒が必要なものは土砂災害です。土砂災害警戒区域に指定されている場所でも、造成斜面は都市計画法の基準で施工されていますので、崩壊リスクは高くないといえます。しかし、風雨の影響で斜面倒木により土砂災害が発生した事例もあり、土砂災害警戒区域対象指定された居住者は、防災情報を基に事前避難等を考慮する必要があります。

2-7 災害発生時の対応・行動

(1)避難

町防災計画では「避難対応は集団避難方法によるものとし、小単位自主防災組織毎に、各リーダーの指導であらかじめ指定してある一時集合所に避難する」としています。

しかし御宿台区域では、一定区域の住民が集団避難を行う必要のある災害は「津波・河川氾濫/洪水等」との考えから、その方法をとりません。

避難行動を考慮する災害(主に土砂災害)

台風や集中豪雨等により、町から避難情報、避難指示が発令された場合、居住者は自身がその対象であるかをあらかじめ自身で判断し、避難先や避難経路、避難手段を含め、立退き避難がかえって危険な場合に屋内避難(待避)による安全確保を選択します。

避難情報等により、立退き避難が必要と判断した場合は、避難指示発令前に安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主避難先も考慮する必要があります。

(2)出火防止・初期消火

1995年の阪神淡路大震災における出火点の分布は、震度6以上の地域に多く家屋被害とほぼ比例しているという分析がされています。最近の地震行動指針では、「緊急地震速報や地震の揺れを感じた場合、最初に行う行動は、自身の安全確保を優先することで、火元確認は揺れが収まってから」としています。建物の耐震基準や火気器具の安全性向上によるものと判断しています。

出火防止

LPガスはマイコンメータが普及していますので震度5弱の地震でガス供給が遮断されます。

石油ストーブも自動消火装置が付いています。

初期消火

初期消火とは出火後1～2分の鎮火行為とされます。事前に準備した消火機器等で、鎮火できない場合は、すぐに退避し、隣近所に出火を知らせ、消防に通報することが大切です。

出火した場合、隣近所に消火の協力を得ることはほぼ不可能といえます。

(3) 要配慮者(避難行動要支援者)

町防災計画では、災害発生時に自ら避難することが困難で支援を要する避難行動要支援者についての対応が示されています。御宿町個人情報保護条例の規定により、避難行動要支援者名簿は自主防災組織に提供されていません。

避難支援等関係者には自主防災組織も含まれますが、実際の避難行動支援は、消防機関、警察署等、公的機関が優先して対応を行うこととなります。

避難支援等関係者

- ア 消防機関
- イ いすみ警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 御宿町社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ その他、地域住民等の日常から避難行動要支援者に関するも者

その際も、町防災計画では、「本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難支援等を行うことから、避難支援等関係者の安全確保には十分配慮する」ということになっています。

(4) 御宿台集会所

御宿台集会所は、御宿町と御宿台区自治会、御宿台共用施設管理者・西部リアルティソリューションズとの間に「災害時における施設利用の協力に関する協定書」が結ばれています。

災害発生時に町から要請があった場合は、一時避難所として使用されることが定められています。

- ・御宿町津波避難計画(平成 27 年) 須賀・浜地区の津波避難所となっています。
- ・御宿町避難所運営マニュアル(平成 27 年) 一時避難所として登録されています。

初動期の避難所運営(災害発生直後～3 日程度)は町職員と施設管理者対応します。

現在、御宿台集会所は土砂災害警戒区域の範囲に指定されたため、風雨・土砂災害への一時避難等には適していません。

(5) 独自給水(応急給水)

町防災計画「応急給水計画」では、「水の供給を受けることができない住民に対し浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する」としています。

自治会・自主防災組織単位で独自に準備した給水機器の運用は町防災計画に正式に盛り込まれたものではありません。町全域の断水時に独自給水の運用は困難といえます。

3.御宿台区自主防災会 活動形態

3-1 平常時

(1)防災意識の広報・啓発

- ・会報誌「御宿台区ニュース」
- ・御宿台区自治会の情報公開ウェブサイト(onjukudai.wpx.jp)
- ・町広報誌「広報おんじゅく」「おんじゅくお知らせ版」
等にて情報を周知します。

(2)災害危険度の把握

- ・各種ハザードマップ類の周知（地震ハザードマップ・千葉情報マップ等）
- ・御宿町災害緊急情報ポータルサイト
- ・携帯電話による緊急地震速報等の受信

各居住者が自らの災害リスクを把握し災害時に取るべき行動を判断するようにします。

(3)防災訓練

- ・町防災計画(合同防災訓練等)
必要に応じて参加します。
- ・個別訓練
各居住者が必要に応じて個別に訓練を実施します。

(4)家庭の安全点検

- ・家具等の転倒防止等
各居住者が災害リスクを基に自ら対応します。

(5)防災資機材の整備

- ・初期消火用具(消火器等)
- ・救急用品類
各居住者が必要と思われる機材・備品を自ら準備します。

(6)要配慮者対策(対応)

- ・避難支援等関係者優先順位で対応(消防機関・警察署・民生委員)
町から自治会(自主防災防犯会)に要請があれば対応を検討します。

(7)他団体と連携した訓練活動

- ・町防災計画により必要に応じて対応します。

3-2 発災時

(1) 情報収集と伝達

- ・町防災放送
- ・御宿町災害緊急情報ポータルサイト
- ・災害情報アプリ等

各居住者が必要に応じて情報収集します。

(2) 出火防止、初期消火

- ・常時、火気機器の安全対策
- ・初期消火機器類での対応、周囲へ出火を知らせ、消防に通報します。
- ・初期消火ができなかった場合は、直ちに屋外に退避します。

(3) 救出・救護

- ・自身の安全確保を優先します。
- ・家族/同居者の安否確認を行います。
- ・必要に応じ救出・救護、救助の要請(119)を行います。
- ・自身の安全を確保後、隣近所で救助要請等があれば消防機関に通報対応します。

(4) 避難(誘導・避難所)

- ・ブロック/班単位での集団避難は行いません。
- ・避難要否判断は居住者自らが行います。
- ・立退き避難が必要と判断した場合は、避難指示等発令前に、安全な親戚・知人宅、ホテル旅館等へ自主避難するか、町が指示した指定緊急避難所に移動します。

(5) 給食・給水(飲料水・救援物資)

- ・町防災計画「救援物資供給活動」の対応を受けます。
- ・食料等の配分

「食料等の配分は、原則として避難所において行うものとし、在宅避難者や車中泊/テント泊等の被災者に対しても及ぶように努める」としています。自治会等への直接配分する計画はありません。居住者各家庭において、平時から、必要分の水・食料を備蓄/ローリングストックするようにします。

4. 自主防災防犯計画(第三版)との対照表

主項目	自主防災防犯計画(第三版)	御宿台区区域防災計画
避難	町からの避難指示等を受け、本部長が災害対策本部を設置し、避難指示を理事、ブロック長が班長に伝達し住民に避難を伝える	町からの避難指示等が発令された場合、居住者は、避難先や避難経路、手段を含め、立退き避難がかえって危険な場合は屋内避難(待避)による安全確保方法を自ら判断します。
誘導	集団避難(班・ブロック単位) ・ブロック長が住民を第一避難所に誘導する ・人員点呼後、本部指示で第二避難所へ誘導	・自らに係るハザードマップ等をもとに事前検討。 土砂災害警戒区域(避難経路の状況含む) 地震ハザードマップ 津波ハザードマップ ため池マップ
災害時避難場所(御宿台避難所) ・第一避難所 ・第二避難所	・避難所(第一避難所) A ブロック : 多目的広場 B・C ブロック : プレイロット D ブロック : いこいの広場 E・F・G ブロック : 見晴らし広場 ・第二避難所 : 多目的広場	・集団避難/避難誘導は行いません。 ・事前避難 避難情報等で、立退き避難が必要と判断した場合は、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への自主避難も考慮します。
災害時の対応	・火元の確認 ・隣近所で声をかけあう ・状況に応じ通報、避難、待機など	・自身の安全確保を優先して行います。 ・家族/同居者の安否確認を行います。 ・隣近所で救助要請があれば消防に通報します。
地震 想定震度 5強~6弱	・自身の安全確保 ・揺れが収まるまで冷静に待つ ・地盤が固く、建物も新しいので倒壊の危険性は少ない	御宿台区域 ・液状化の危険性はありません。 ・表層地盤増幅率 0.98 で揺れにくい地盤です。 ・全て新耐震基準(1981年改正)以降の住宅です。 ・建物の倒壊/崩壊を想定しません。
火災(地震)	・119番に通報 ・隣近所に知らせる ・協力し合って初期消火など ・火災が拡大する恐れがある場合は避難する	・倒壊がなければ出火リスク少ないとされます。 ・火気器具の安全対策やLPガスマイコンメータ普及により安全性が向上しています。 ・初期消火は出火後 1~2 分の鎮火行為とされ隣近所の協力を得るのはほぼ不可能といえます。 (出火元のみ初期消火が可能)
水害・土砂崩れ	・山沿いの斜面では土砂崩れの可能性 ・危険を感じたら早めの避難 ・隣近所に声掛け	・土砂災害警戒区域に指定された住居の居住者は立退き避難/屋内避難を自身で判断する必要があります。 ・立退き避難が必要と判断した場合は、自主避難先か町の指定緊急避難所に移動します。
(安否確認) ※当期実施計画	・震度5強以上の地震発生時に実施(60分目安) 会長 : 安否確認開始指示 ブロック長 : 班長に安否確認指示 班長 : 安否確認実施 住民 : 無事な場合は「白タオル」掲示	・自身の安全確保を優先して行います。 ・家族/同居者の安否確認を行います。 ・隣近所で救助要請があれば消防に通報します。
御宿台集会所	・災害対策本部(設置・運用) 町との対応窓口 情報収集/対策検討 炊き出し等	・災害発生時、町から要請で一時避難所として使用されます。(御宿町津波避難計画) ・集会所付近は土砂災害警戒区域に指定されたため風雨/土砂災害の一時避難所には適していません。

5.参考

住民等のとるべき措置 「御宿町地域防災計画」より

住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第一節 住民のとるべき措置

1.平常時

(1) 家や塀の耐震化を促進する。

- ア 家や塀の耐震化診断を行い、弱いところは補強する。
- イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築、補強する。

(2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。

- ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定するなどする。
- イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
- ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。

(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。

- ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。
- イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。
- ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
- エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。

(4) 消火器、消火用水の準備をする。

- ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
- イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。

(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。

- ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく。
- イ 食料は、長期保存ができる食品(米、クラッカー、乾麺、インスタント食料、漬物、梅干し、缶づめ、みそ、しょう油、塩など)を3日分程度準備しておく。

(6) 救急医薬品の準備をする。

傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れておく。
また、処方箋のコピーを用意しておく。

(7) 生活用品の準備をする。

下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。

(8) 防災用品の準備をする。

ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、パール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。

(9) 防災講習会、訓練へ参加する。

町、消防団、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

(10) 家族で対応措置の話し合いをする。

- ア (東海)地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
- イ 警戒宣言発令時には、電話が掛かりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。

(11) 自主防災組織に積極的に参加する。

引用資料(図・データ)

2-1 地勢	地理院地図 GSI Maps	https://maps.gsi.go.jp/
2-2 地層	地質図 Navi 産業技術総合研究所	https://gbank.gsj.jp/
2-3 地盤	地震調査研究推進本部 地震ハザードカルテ	https://www.jishin.go.jp/ https://www.j-shis.bosai.go.jp/
2-6 災害	御宿町災害緊急情報ポータルサイト 千葉情報マップ(土砂災害等)	https://www.town.onjuku.chiba.jp/ https://map.pref.chiba.lg.jp/

本計画は、2022年6月5日(日) 御宿台区自治会運営委員会により発行承認されました。